

・第3編

震災対策編

◆第1章 災害予防計画

〈震災対策編の使用方法〉

風水害は、集中豪雨や台風の襲来等が要因となって、洪水・地すべり・土石流・がけ崩れ等の災害が発生するが、震災は突発的な地盤の振動によって、風水害と同様の様々な災害が発生する。したがって、要因は異なっても、災害対策面から見る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階で取り組むべき施策内容は、風水害と震災では総体的に同様である。

そこで、本編では各節ごとの施策内容等については省略した。

ただし、発災時の利用に供するため、風水害対策編と震災対策編を比較して、震災対策独特の施策内容の節のみ、本編に登載した。

なお、省略した震災対策の節については、風水害対策編中の表記、例えば、「風水害」を「地震」及び「震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」などに読み替えて使用する。

第1節 地震に強いまちづくり

(全部 (全課))

市内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを行う。

1 地震に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することについて十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。
- (3) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの郷土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (4) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、国や県の被害想定を参考に減災目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 地震に強いまちづくり

- (1) 地震に強い都市構造の形成

ア 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域の指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

イ 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

ウ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

エ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

- (2) 建築物等の安全化

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

オ 災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必

要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市は、上下水道施設、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

イ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等についての普及を図る。

ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある物品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(6) 自主防災組織の整備

震災時における出火防止、初期消火、避難救助、情報伝達等について効率的な災害応急活動が確保されるよう、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行い、一層の防災体制の強化を図る。

(7) 災害応急対策等への備え

ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、

迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

オ 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

カ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

キ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第2節	情報の収集・連絡体制計画	153の4	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第3節	活動体制計画	154	
第4節	広域相互応援計画	156	
第5節	救助・救急・医療計画	161	
第6節	消防活動計画	163	
第7節	水防活動計画	165	
第8節	要配慮者支援計画	167	
第9節	緊急輸送計画	176	
第10節	避難の受入活動計画	189	
第11節	孤立防止対策	198	
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	200	
第13節	給水計画	202	
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	213	
第15節	危険物施設等災害予防計画	214	
第16節	ライフライン施設災害予防計画	216	
第17節	災害広報計画	219	
第18節	土砂災害等の災害予防計画	219の2	
第19節	防災都市計画	221	

第20節 建築物災害予防計画

(総務部(危機管理課・財政課) 市民生活部(人権政策課) 建設水道部(建設課))
(教育委員会事務局(学校教育課・子ども育成課・文化財・生涯学習課・スポーツ課))

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。また、地震による被害の軽減を図るために、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

1 公共建築物

(1) 耐震診断及び耐震改修等の実施

公共建築物の中には災害発生後、応急対策活動の拠点ともなる建築物が多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 防火管理者の設置

佐久広域連合消防本部の指導により、建築物で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

(3) 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施する。

2 一般建築物

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物耐震改修促進事業（補助事業）を実施し、住民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、昭和56年以前の住宅及び避難施設となる建築物の耐震診断及び耐震改修に対し、支援する。

(2) 耐震改修のための環境整備

ア 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図る。

イ 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、市に「耐震改修相談窓口」を設ける。

(3) 移転事業の推進

がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(4) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の普及促進を図る。

3 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止するため、屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発活動を図るため広報活動を行う。

4 文化財

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

市内の文化財は、資料13-1のとおりであるが、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。

節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第21節	道路及び橋りょう災害予防計画	243	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第22節	河川施設等災害予防計画	244	
第23節	ため池災害予防計画	245	

第24節 農林産物災害予防計画

(産業振興部(農林課))

地震による農林産物関係の被害は、生産施設の損壊や立木の倒壊、農林産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術対策の周知徹底を図る。

1 農産物災害予防計画

佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等と連携し、農業者等に対し、次のような予防技術対策の周知徹底を図る。

- (1) 生産施設等における補強工事を実施し、施設の安全性を確保する。
- (2) 新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

- (1) 小諸市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。
- (2) 小諸市森林整備計画に基づく適正な森林施業の実施により、森林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、林産物、土石等の流出防止に努める。

第25節 積雪期の地震災害予防計画

(産業振興部(商工観光課・農林課) 建設水道部(建設課))

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

また、地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを行う。

1 雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備等の雪害予防対策の推進により確立されるものである。

このため、第5編第1節「雪害対策」に基づき、関係機関と連携して、雪対策を推進する。

2 道路交通の確保

- (1) 市は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。
- (2) 市は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

〔住 民〕

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等について自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

3 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

4 スキー客等に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

市は、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について検討する。

また、スキー場事業者は、スキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画を定める。

第26節 二次災害の予防計画

(総務部(危機管理課・消防課) 産業振興部(農林課) 建設水道部(建設課))

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

1 建築物、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物関係

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した応急危険度判定士を受け入れる体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

2 危険物施設に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害予防については、消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、さらに河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく必要がある。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び土石流の発生などの危

険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第27節	防災知識普及計画	248	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第28節	防災訓練計画	254	
第29節	災害復旧・復興への備え	271	
第30節	自主防災組織等の育成に関する計画	272	
第31節	企業防災に関する計画	274	
第32節	ボランティア活動の環境整備	276	

第33節 地震対策に関する調査研究及び観測

(全部(全課))

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

1 地震に関する情報の収集

市は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第34節	観光地の災害予防計画	279	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第35節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	280	

・第3編

震災対策編

◆第2章 災害応急対策計画

第1節 非常参集職員の活動

(全部 (全課))

市は、市内に地震が発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、市は防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

具体的な計画については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備体制等については、次により行う。

1 活動体制

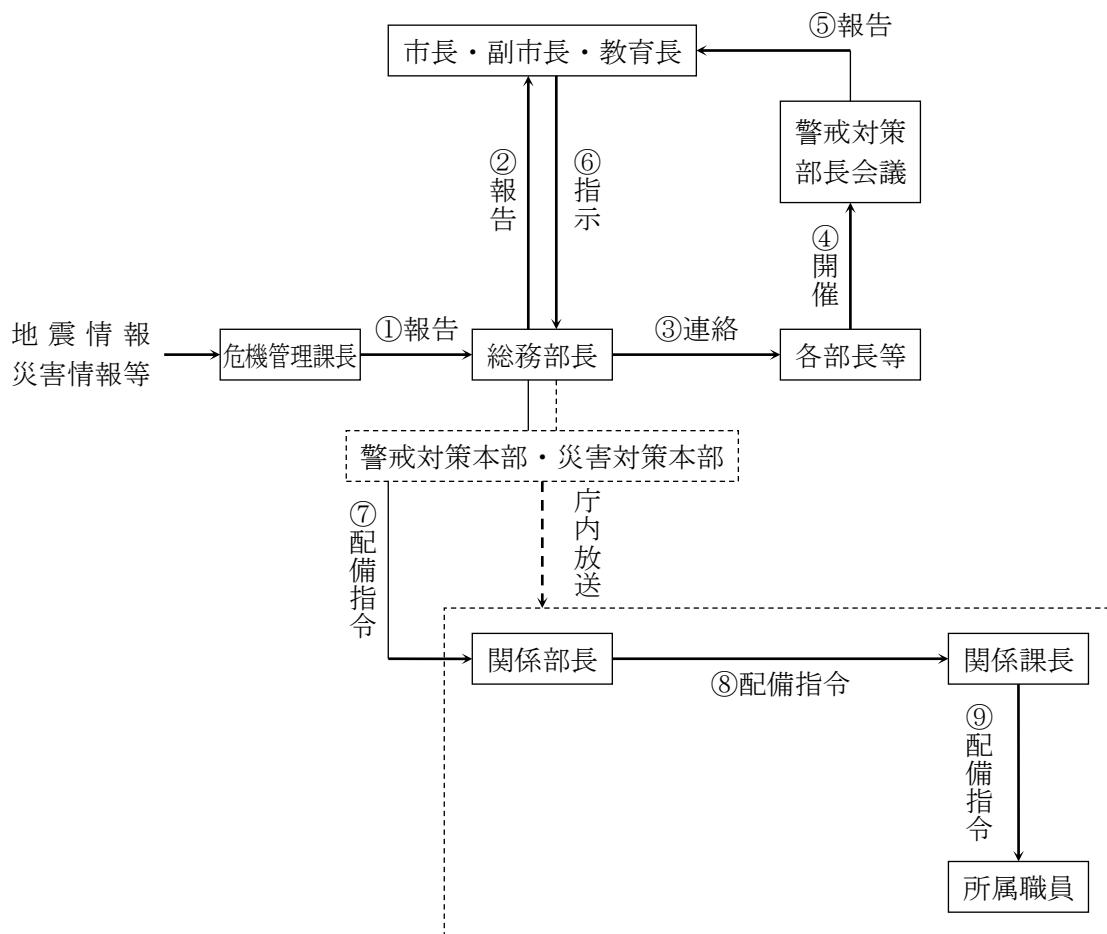
災害応急対策に対処するため、状況下に応じ次の活動体制をとる。

活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間
準備体制	防災担当、当直者等が地震情報の把握に努め、状況の進展を見守る。	有感地震が多発したとき。	基準に該当したときから、総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
事前体制	<ul style="list-style-type: none"> ○総務部職員を配置し、地震情報の分析、専門機関との情報交換ができる体制とする。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員による増員を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市の地域に震度3の地震が発生したとき。 ○群発地震が発生したとき。 	基準に該当したときから、総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
警戒体制 〔警戒対策本部設置〕	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒対策本部を設置する。 ○各部局連絡網の確認、情報収集を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 ○専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市の地域に震度4の地震が発生したとき。 ○その他市長が必要と認めるとき。 	基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
応急体制 〔災害対策本部設置〕	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部を設置し、応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。 ○あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市の地域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○その他市長が必要と認めるとき。 	基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

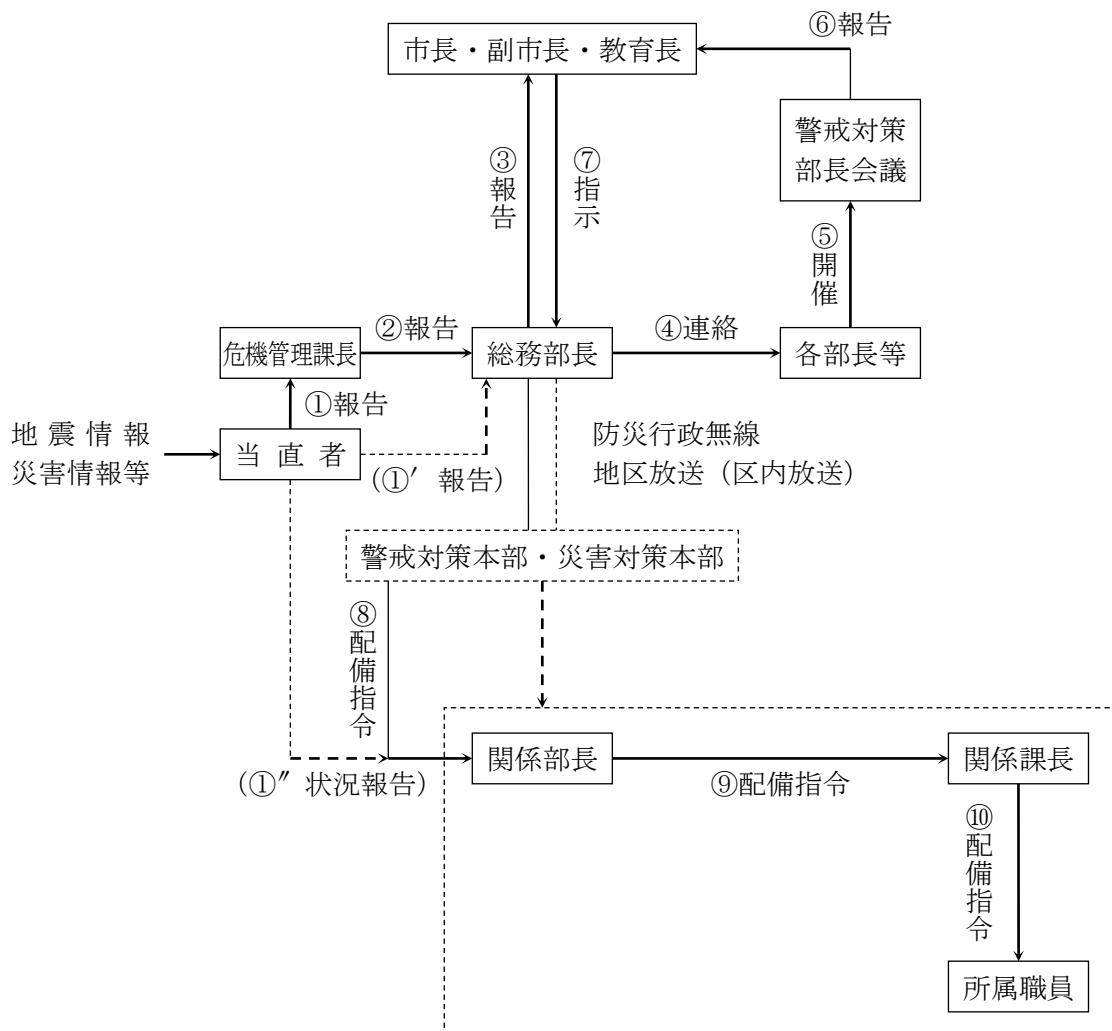
- ア 危機管理課長は、地震情報、災害に関する情報を入手したときは、直ちに総務部長に報告する（図①）。
- イ 総務部長は、危機管理課長の報告を受けたときは、市三役に報告する（図②）とともに、震度5弱以上の地震の場合には警戒対策本部会議又は災害対策本部会議を開催するため、各部長等に通知する（図③④）。
- ウ イ（図②）により報告を受けた市長は、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる（図⑥）。
- エ 市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部長に配備指令を伝達する（図⑦）とともに、庁内ネットワーク等により職員に周知する。
- オ 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑧⑨）。



(注) 事態が緊急を要する場合や、災害が発生し被害情報を入手した場合においては、
 ①の報告を受けた総務部長は、市三役への報告を行う（図②）とともに、関係部長に対し、必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する（図⑦～⑨）。

(2) 勤務時間外

- ア 当直者は、地震情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに危機管理課長（連絡が取れないときは総務部長）に報告する（図①①'）。
- イ 総務部長は、危機管理課長又は当直者の報告を受けたときは、市三役に報告する（図②③）とともに、震度5弱以上の地震の場合には警戒対策本部会議又は災害対策本部会議を開催するため、各部長等に登庁するよう電話等により通知する（図④⑤）。
- ウ イ（図③）により報告を受けた市長は、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる（図⑦）。
- エ 市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部長に配備指令を電話等により伝達する（図⑧）。
- オ 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑨⑩）。



(注) 事態が緊急を要する場合や、災害が発生し被害情報を入手した場合においては、災害情報を入手した当直者は、危機管理課長（連絡が取れないときは総務部長）への報告を行う（図①①'）とともに、関係部長に状況を報告する（図①''）。報告を受けた関係部長は、配備指令を待たずに必要な要員を確保して応急対策に当たる（図⑨⑩）。

(3) 職員の自主参集

市域において震度3以上の地震が発生した場合には、自動的に前記1のいずれかの配備体

制をとるため、配備要員に指定されている職員は、配備指令によらずとも自主的に市役所庁舎に参集する。

また、震度5強以上の地震が発生した場合には、全職員が自主的に参集する。

3 動員配備体制の一般的基準

部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制
本部会議 (市長・副市長・教育長・部長・課長等)	警戒対策本部 (部長・課長・係長等)	災害対策本部 (部長・課長・係長等)	災害対策本部 (各課長が所属のうちから指名する者)	災害対策本部 (各課長が所属のうちから指名する者)	災害対策本部 (所属職員全員)
総務部	危機管理課	所属職員全員	所属職員全員	所属職員全員	所属職員全員
	総務課	課長 職員係長 総務係長	課長 職員係長 総務係長	左記職員 所属係長 各課長が所属のうちから指名する者	"
	企画課	課長 秘書係長 企画広報係長	課長 秘書係長 企画広報係長	"	"
	財政課	課長	課長	"	"
	消防課	課長	課長 消防団長		
市民生活部	市民課			"	"
	税務課			"	"
	収納管理室			"	"
	人権政策課			"	"
	生活環境課			"	"
保健福祉部	健康づくり課			"	"
	厚生課			"	"
	高齢福祉課			"	"
産業振興部	商工観光課			"	"
	懐古園事務所			"	"
	農林課	課長	課長	"	"
建設水道部	建設課	課長	課長	"	"
	都市計画課			"	"
	下水道課			"	"
	上水道課	課長	課長	"	"
会計課				"	"
教育委員会事務局	学校教育課			"	"
	子ども育成課			"	"
	文化財・生涯学習課			"	"
	スポーツ課			"	"
議会事務局				"	"
監査委員事務局 (兼選挙管理委員会事務局)				"	"

第2節 災害情報の収集・連絡活動

(全部 (全課))

地震災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な計画については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、長野地方気象台が発表・伝達する地震情報は、次のとおりである。

(1) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。

ア 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが推定されたときに、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

イ 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。

(2) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報であり、地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(3) 地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表

震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第3節	広域相互応援活動	471	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第4節	ヘリコプターの活用計画	475	
第5節	自衛隊の災害派遣	479	
第6節	救助・救急・医療活動	501	
第7節	消防活動	503	
第8節	水防活動	505	
第9節	要配慮者に対する応急活動	506	
第10節	緊急輸送活動	509	
第11節	避難受入れ及び情報提供活動	513	
第12節	孤立地域対策活動	527	
第13節	食料品等の調達供給活動	537	
第14節	飲料水の調達供給活動	540	
第15節	生活必需品の調達供給活動	542	
第16節	保健衛生、感染症予防活動	544	
第17節	遺体の搜索及び対策等の活動	546	
第18節	廃棄物の処理活動	548	
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	550	
第20節	危険物施設等応急活動	571	
第21節	ライフライン施設応急活動	576	
第22節	災害広報活動	580	
第23節	土砂災害等応急活動	595	

第24節 建築物災害応急活動

(市民生活部（人権政策課） 保健福祉部（厚生課・高齢福祉課・健康づくり課）
建設水道部（建設課）
教育委員会事務局（学校教育課・子ども育成課・文化財・生涯学習課・スポーツ課）)

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。

1 公共建築物

- (1) 市庁舎、社会福祉施設、医療機関、市営住宅、社会教育施設、市立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (3) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 市は、被害状況を把握し、被災建築物応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- (2) 災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

3 文化財（資料13-1 参照）

- (1) 災害が発生した場合、所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期すよう指導する。
 - ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
 - イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
 - ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第25節	道路及び橋りょう応急活動	598	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第26節	河川施設等応急活動	599	

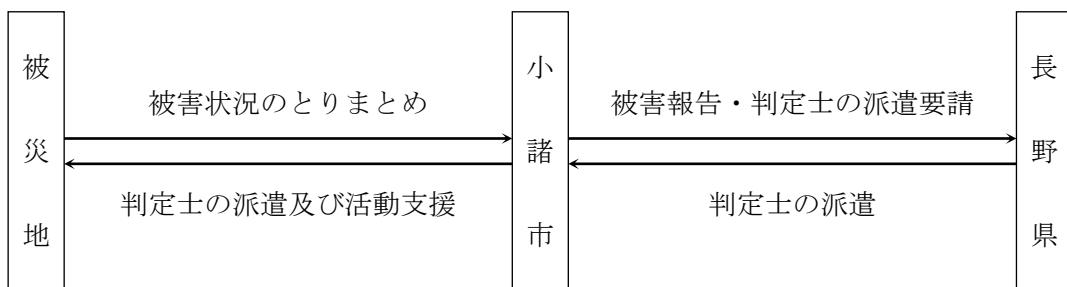
第27節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(総務部(危機管理課・消防課) 建設水道部(建設課))

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

1 建築物に係る二次災害防止対策

- (1) 被災地において応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項について実施する。
- ア 応急危険度判定士の派遣要請
 - イ 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
 - ウ 市内の被災地域への派遣手段の確保
 - エ 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- (2) 市長は、必要に応じ、倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



- (3) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 道路及び橋りょう等に係る二次災害防止対策

市域内の道路及び橋りょうの被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図り

ながら、交通規制等適切な措置を講ずるとともに、応急復旧を行う。

3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害防止活動については、消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

4 河川施設の二次災害防止対策

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (2) 災害防止のため、応急工事を実施する。
- (3) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (4) 必要に応じて、水防活動を実施する。

5 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第28節	ため池災害応急活動	601	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

第29節 農林産物災害応急活動

(産業振興部(農林課))

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農産物災害応急対策

- (1) 佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を佐久農業農村支援センターに報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

2 林産物災害応急対策

被災状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のための技術指導など必要な措置をとる。

第30節 文教活動

(教育委員会事務局 (学校教育課・子ども育成課))

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下「学校等」という。）は、多くの児童生徒（以下「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、校長及び園長の適切・迅速な指示の下、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。このため、市は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第31節「文教活動」に準ずるほか、次のとおりとする。

1 児童生徒等に対する避難誘導

校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動搖を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する指定緊急避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

イ 第二次避難場所に児童生徒等を誘導することとなった場合には、防災行政無線、電話等により保護者に周知するとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会、市及び関係機関に報告又は連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第31節	飼養動物の保護対策	623	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第32節	ボランティアの受入れ体制	624	
第33節	義援物資及び義援金の受入れ体制	626	
第34節	災害救助法の適用	627	
第35節	観光地の災害応急対策	632	

・第3編

震災対策編

◆第3章 災害復旧・復興計画

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	801	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第2節	迅速な原状復旧の進め方	802	
第3節	計画的な復興	804	
第4節	資金計画	806	
第5節	被災者等の生活再建等の支援	807	
第6節	被災中小企業等の復興	811	
第7節	被災した観光地の復興	811	